

# 松崎町一般廃棄物分別収集計画

(令和2年度から令和6年度)

令和元年6月

静岡県松崎町

# 目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	1
6	容器包装廃棄物の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	2
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	5
12	その他の容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	5

# 松崎町分別収集計画

## 1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本町では、平成11年4月から現清掃センターである「クリーンピア松崎」が稼動し、平成12年度からは分別収集もスタートしているが、ごみ処理の広域化や分別収集品目の拡大、細分化など、ごみ処理に関連する課題が山積している。

このような情勢のなか、現在、一般的に廃棄物処理施設の整備・確保は非常に困難なものとなっている。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、地域住民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、もって、廃棄物の減量や資源の有効活用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・限られた資源の有効活用と廃棄物減量のため、地域住民・事業者・行政が一体となり、廃棄物循環型社会の構築を目指す。
- ・廃棄物の減量化及び3Rの推進。
- ・住民サービスの向上に努め、住民に開かれたごみ収集体制、システムの構築を目指す。

## 3 計画期間

本計画の計画期間は令和2年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色・茶色・その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトルを対象とする。

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
容器包装廃棄物	404 t	396 t	391 t	385 t	381 t

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお実施に当たっては、住民・事業者・再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

分別収集の実施にあたり、住民、事業者のごみ処理に対する意識を把握する。

また、松崎町廃棄物処理対策審議会の活動をより一層充実し、リサイクル活動等を推進する。

### ・環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、学校給食における牛乳パックの回収・リサイクルの取組やごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、住民・事業者に対して、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

### ・過剰包装の抑制

簡易包装の協力店や商店街等との地域協定や、優良店表彰制度等を導入するなど、スーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を推進する。

### ・販売包装の有料化、買い物袋の持参の徹底

レジ袋等の容器包装の有料化、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバック）の持参の徹底等の普及啓発、指導、地域協定を活用した関係者の連携方策等を行い、スーパーマーケット等の小売店での容器包装の使用の合理化を行う。

・リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販売の促進。

## 7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

現在の収集状況は、月2回の割合で地区ごとに収集場所を定め、拠点回収を実施している。収集方法も定着し、現行のまま継続する。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類については、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、次表左欄のように定める。また、収集に係る分別の区分は、住民の協力度や松崎町が有する収集機材、選別施設等を勘案し、次表右欄のように定める。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として ガラス製 の容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器 ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充填するためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）。	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充填するためのもの	ペットボトル

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
主としてスチール製の容器	20 t		20 t		19 t		19 t		19 t	
主としてアルミ製の容器	9 t		8 t		8 t		8 t		8 t	
無色のガラス製容器	(合計) 22 t		(合計) 22 t		(合計) 21 t		(合計) 21 t		(合計) 21 t	
	(引渡 量)	(独自 処理 量) 22 t	(引渡 量)	(独自 処理 量) 22 t	(引渡 量)	(独自 処理 量) 21 t	(引渡 量)	(独自 処理 量) 21 t	(引渡 量)	(独自 処理 量) 21 t
茶色のガラス製容器	(合計) 19 t		(合計) 19 t		(合計) 19 t		(合計) 18 t		(合計) 18 t	
	(引渡 量)	(独自 処理 量) 19 t	(引渡 量)	(独自 処理 量) 19 t	(引渡 量)	(独自 処理 量) 19 t	(引渡 量)	(独自 処理 量) 18 t	(引渡 量)	(独自 処理 量) 18 t
その他のガラス製容器	(合計) 16 t		(合計) 15 t		(合計) 15 t		(合計) 15 t		(合計) 15 t	
	(引渡 量)	(独自 処理 量) 16 t	(引渡 量)	(独自 処理 量) 15 t						
主として紙製の容器であつて飲料を充填するためのもの(原材料としてアルミニウムが使われている物を除く)	1 t		1 t		1 t		1 t		1 t	
主として段ボール製の容器	45 t		44 t		44 t		43 t		42 t	
主として紙製の容器包装であつて上記以外のもの	(合計)									
	(引渡 量)	(独自 処理 量)								
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であつて飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充填するためのもの	(合計) 8 t									
	(引渡 量)	(独自 処理 量) 8 t								
主としてプラスチック製の容器包装であつて上記以外のもの	(合計)									
	(引渡 量)	(独自 処理 量)								
(うち白色トレイ)	(合計)									
	(引渡 量)	(独自 処理 量)								

## 9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務規則で定める物の量の見込み

＝直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

\*人口変動率は、松崎町第5次総合計画を基に次のとおり設定した。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
6,363人 (対前年度比)	6,264人 (対前年度比)	6,165人 (対前年度比)	6,066人 (対前年度比)	5,966人 (対前年度比)
98.2%	98.4%	98.4%	98.4%	98.4%

## 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を継続して行う。ただし、委託事業の経費が大きいため、指定法人ルートを活用を行う体制づくりに取り組むものとする。

なお、指定法人ルートを活用するためには、保管場所や洗浄・圧縮の施設の確保が必要となり、これには、広域対応も視野にいて検討しなければならないため、近隣市町との協議を進めていくこととする。

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)

収集場所については、現状で大きな問題がないことから、現行のまま継続する。

ただし、前述で述べたとおり、指定法人ルートを活用するためには施設整備が必要であり、近隣市町と協同で設置することも視野にいたした検討が必要である。

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

住民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、住民や行政からの委員で構成されている当町の廃棄物処理対策審議会の活動を強化推進していく。また、拠点収集の促進、啓発活動の推進を図るため、情報の提供や集積所整備助成などの地区における収集体制への支援を引き続き行っていく。

また、毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。